

令和2年第5回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 9月1日～9月24日：24日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
9月 1日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 承認第8号 4. 認定第1号～認定第10号 5. 第52号議案～第56号議案 [議案上程・提案理由説明]
9月 2日	水	休 会		
9月 3日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第8号 3. 認定第1号～認定第10号 4. 第52号議案～第56号議案 [質疑・討論・採決・委員会付託]
9月 4日	金	休 会		
9月 5日	土	休 会		
9月 6日	日	休 会		
9月 7日	月	休 会	委員会	
9月 8日	火	休 会	委員会	
9月 9日	水	休 会	委員会	
9月10日	木	休 会	委員会	
9月11日	金	休 会	委員会	
9月12日	土	休 会		
9月13日	日	休 会		
9月14日	月	休 会	委員会	
9月15日	火	休 会	委員会	
9月16日	水	休 会	委員会	
9月17日	木	休 会	委員会	
9月18日	金	休 会		
9月19日	土	休 会		
9月20日	日	休 会		
9月21日	月	休 会		
9月22日	火	休 会		
9月23日	水	休 会		
9月24日	木	開 議 午前10時		1. 決議案第1号 2. 認定第1号～認定第10号 3. 第45号議案、第52号議案～第58号議案 4. 意見書案第7号～意見書案第11号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第5回中間市議会定例会

令和2年9月1日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年7月13日、8月17日、26日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和2年6月分 |
| (2) 水道事業会計 | 令和2年5月分 |
| (3) 病院事業会計 | 令和2年4月分 |

2. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、令和2年8月6日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件数	金額
住宅新築資金等貸付金	8件	20,624,247円
水道料金	441件	1,033,787円
公営住宅使用料	1件	778,000円
市有地土地建物貸付料	1件	509,625円

3. 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和元年度中間市一般会計継続費精算報告書を令和2年8月19日付で市長から受領した。

4. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、令和2年8月26日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 令和元年度決算書
- (2) 令和2年度事業計画書
- (3) 令和2年度予算書

5. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、令和2年8月27日付で、市長から受領した。

議事日程 (第1号)

令和2年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 認定第1号 令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 令和元年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 令和元年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 令和元年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和元年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第10号 令和元年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第4～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第52号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第15 第53号議案 令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第14～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第54号議案 中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

日程第17 第55号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(日程第16～日程第17 提案理由説明)

日程第18 第56号議案 中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約について

(日程第18 提案理由説明)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	15番 井上 太一君
16番 下川 俊秀君	

欠席議員 (0名)

欠 員 (2名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	白尾 啓介君
教育長 ……………	片平 慎一君	総務部長 ……………	田中 英敏君
市民部長 ……………	船津喜久男君	保健福祉部長 ………	藤田 宜久君
建設産業部長 ………	篠田 耕一君	教育部長 ……………	佐伯 道雄君
環境上下水道部長 ……………			安徳 保君
市立病院事務長 ……	末廣 勝彦君	消防長 ……………	三船 時彦君
財政課長 ……………	蔵元 洋一君	介護保険課長 ………	冷牟田 均君
福祉支援課長 ………	亀井 誠君		
公共施設管理室長 ……………			大貝 憲司君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	東 隆浩君
書記	志垣 憲一君	書記	千々和 完君

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和2年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、今定例会においても新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔をあけておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月24日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

日程第2. 選挙第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、選挙第1号堀川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に小林信一君、吉田光代さん、白橋宏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、堀川水利組合議会

議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が堀川水利組合議会議員に当選されました。

日程第3. 承認第8号

○議長（下川 俊秀君）

日程第3、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第8号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年8月7日午前11時ごろ、本市職員が乗用草刈機を使用し、市有地の維持にかかる除草作業を行っていたところ、石が跳ね、隣接する民家の窓ガラスに当たり、損傷を与えました。

本件事故につきましては、作業の実施に当たり、民家から一定程度離れた箇所まで乗用草刈機を使用して除草作業を行い、そこから民家付近までは手作業において除草作業を行うなどの飛び石対策を講じている中で、想定外に石が飛んだことにより、生じたものでございます。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損賠を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年8月19日付で損害賠償の額を3万3,550円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金3万3,550円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

この事故に係る損害につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております承認第8号に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第4. 認定第1号

日程第5. 認定第2号

日程第 6. 認定第 3号

日程第 7. 認定第 4号

日程第 8. 認定第 5号

日程第 9. 認定第 6号

日程第 10. 認定第 7号

日程第 11. 認定第 8号

日程第 12. 認定第 9号

日程第 13. 認定第 10号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、認定第1号から日程第13、日程認定第10号までの令和元年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第1号から認定第8号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は7億6,230万円の黒字決算となっております。一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億5,230万円となり、前年度と比較しますと4,620万円の増額となっております。

市税収入増額の要因といたしましては、新築家屋の増加等により固定資産税が増額したことによるものでございます。また、適正な債権管理及び徴収強化に積極的に取り組みました結果、市税徴収率は、前年度の96.9%から97.0%へ上昇しております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと52億5,230万円となり、前年度と比較しますと3,120万円の増額となっております。しかし、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましては、前年度より9,700万円の減額となる3億9,280万円となっております。

地方交付税の増額の要因といたしましては、下水道事業費が資本費平準化債の借り入れにより減少となる一方で、社会福祉費が単位費用の引上げにより増加となり、これらの影響を通算した基準財政需要額全体としては増額となったことによるものでございます。

また、臨時財政対策債の減額の要因といたしましては、国の地方財政計画において、地方全体の発行額が減額となったことによるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、一般職員数の減少等により、前年度と比較しまして4,550万円減額いたしております。

扶助費におきましては、児童扶養手当給付費の増額等により、前年度と比較しまして7,180万円増額、54億8,770万円となっております。

公債費におきましては、借換債の実施に伴う影響を除外して前年度と比較しますと、3億5,680万円減額となる16億3,590万円となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費におきましては、ふるさと納税制度の見直しに伴い、ふるさと納税管理委託料が4,280万円減額し、3億3,190万円となりましたが、寄附金収入は6億2,040万円と、8,040万円の増額となっております。

今後とも創意工夫による自主財源確保に努めてまいります。

民生費におきましては、消費税増税に伴う経済対策として、低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアムつき商品券の販売を行いました。また、福祉施設の整備として中間市地域総合福祉会館の外壁を改修し、施設の長寿命化及び防災機能の強化を図りました。

衛生費におきましては、幅広い年齢層を対象に予防接種及び各種保健事業を実施するとともに、積極的な健診受診を勧奨することで、市民の皆様の健康増進への取り組みを継続しております。また、母子保健事業として、令和2年度に中間市保健センター内に開設する子育て世代包括支援センターの設置に向け、施設の一部を改修し、妊産婦、乳幼児等が安心して過ごせる空間作りを行いました。

労働費におきましては、本市独自で緊急雇用事業を実施するとともに、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出するなど、単独事業も積極的に実施し、地域の実情に合わせた雇用確保対策を展開いたしております。

農林水産業費におきましては、老朽化の進んだ中底井野地区の農業用水路改良工事を実施し、農業環境の整備を行いました。

商工費におきましては、中間市チャレンジショップで独立開業を目指す4人に新規起業の育成支援を行い、令和元年度に2人が市内で独立開業いたしました。また、イベントの開催等により年間合計1万8,147人を集客し、中心市街地のにぎわい創出を図りました。

観光施策につきましては、なかまフットパスを中心に、遠賀川流域おでかけマップの製作やフォトコンテストを開催し、遠賀川流域を周遊してもらうことを目指した活動を行いました。その結果、令和元年度に本市を訪れた観光客数は6万6,633人となっております。

土木費のうち道路新設改良費につきましては、橋梁補修工事やのり面補修工事など合計14件の工事を行っております。

住宅施策につきましては、中鶴地区建替事業として、平成30年度遞次繰越分とあわせて6億2,860万円の工事費を支出し、中鶴地区の住環境整備を推進いたしております。

消防費におきましては、庁舎非常用発電設備の整備や水槽付き消防ポンプ自動車の購入など防災関連設備の充実を図りました。

教育費におきましては、児童が快適に学習できる教育環境の整備を図るため、中学校4校のトイレ改善工事に1億4,210万円を支出いたしております。また、社会体育施設の整備として、中間仰木彬記念球場ブロック塀改修工事及び同球場横市民トイレ改修工事を行いました。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は49億130万円、また、歳出総額にあつては58億1,210万円となり、差し引き9億1,070万円の不足が生じました。この中から前年度繰上充用金9億4,940万円を除く単年度決算につきましては、3,860万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和2年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により、前年度と比較しますと3,890万円の減額となっております。収納率に関しましては、前年度と比較しますと0.63ポイント上昇し、83.58%となっております。

次に、国民健康保険の概況でございますが、各月平均の加入者数は、令和元年度1万388人でございまして、前年度と比較しますと440人減少しております。また、1人当たりの年間療養諸費は、前年度と比較しますと7,009円増加し、33万126円となっております。

今後の国民健康保険財政につきましては、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等に伴い、より厳しい状況となることが見込まれることから、引き続き国民健康保険税率の適正化、各種補助金等の活用による財源確保及び保健事業への積極的な取り組みによる医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は貸付金元利収入等300万円に対し、歳出総額は繰上充用金等3億3,780万円で、差し引き3億3,480万円の収入不足となりました。この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金助成推進事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き額は120万円の黒字となっており、その主なものといたしましては、中鶴地区、曙地区の下水処理場等を維持管理する経費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き額は6,270万円の黒字となっております。

公共下水道事業は、令和2年4月1日をもって地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行いたしました。このため、令和元年度の出納は令和2年3月31日をもって閉鎖されており、令和元年度決算は同日による打切決算となっております。打切決算に伴う特別会計の未収金及び未払金につきましては、地方公営企業法施行令の規定に基づき、公営企業である公共下水道事業会計が引き継ぐこととなることから、黒字額につきましても公共下水道事業会計が引き継ぎ、特別会計の未払金の支払いへ充当することといたしております。

公共下水道は、長津地区など17件の下水道工事を行い、普及率は77.1%に達しております。また、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は87.3%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努めてまいります。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから収入支出とも生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入52億1,300万円、歳出49億8,090万円となり、歳入歳出差し引き2億3,210万円の黒字決算となっております。

令和2年3月末現在における要介護認定者数は3,428人で、前年度と比較しますと2.5%増加し、保険給付費は43億4,930万円で、前年度と比較しますと1億3,590万円、率にして3.2%増加しております。増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加に伴う各種介護サービス利用の増加や、消費税率引上げに伴う介護報酬改定が考えられます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入4,660万円、歳出3,180万円となり、歳入歳出差し引き1,470万円の黒字決算となっております。要支援者の年間給付管理件数は7,583件で、前年度と比較しますと2.3%増加しております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額8億1,630万円、歳出総額8億円、差し引き額1,620万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1,620万円の黒字決算となっておりますが、このうち1,520万円は、市町村の会計において出納整理期間中であり4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料でございます。本年度、福岡県後期高齢者医療広域連合に支出するものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心、信頼の医療の確保及び医療費の適正化並びに保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまい

ります。

一般及び特別それぞれの会計における決算概要は以上でございます。

最後に、令和元年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は3億9,830万円の黒字、単年度収支は3億1,650万円の黒字となっております。

また、基金残高は前年度から4億320万円減額の10億4,960万円となり、5年連続の減額となっております。

一方、地方債残高は前年度から4億5,080万円減額となる111億6,510万円となっております。これで平成17年度から15年連続して地方債残高の減額を達成し、ピーク時の約196億円から85億円もの減額となりました。

また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましても、実質公債費比率は前年度から1.4ポイント改善の13.3%、将来負担比率は前年度から6.2ポイント改善の54.5%でした。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましても、前年度から4.1ポイント改善の95.3%となりました。

いずれも、依然として高い数値ではありますが、財政構造改善に向けた取り組みの成果が着実にあらわれ始めております。しかし、人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示す社会保障費の財源確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。

今後とも行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立し、地域活性化の取り組みをさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいりたい所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を併せて提出いたしております。

次に、認定第9号令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金2億2,459万1,912円のうち、1億円を建設改良積立金へ積み立て、残余1億2,459万1,912円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきまして、収益的収入及び支出における総収益は9億9,936万9,851円で、前年度と比較いたしますと574万1,409円の減額となっております。

これに対する総費用は9億2,994万6,196円で、前年度と比較いたしますと3万9,698円の増額となり、当年度の純利益は6,942万3,655円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入は2億3,129万820円で、これに対する総支出は6億1,244万8,554円となり、差し引き3億8,115万7,734円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、令和元年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万8,954戸で、前年度より81戸増加しておりますが、給水人口は6万470人で、前年度より627人減少しております。また、有収水量は553万3,411立方メートルで、前年度より6万1,583立方メートル減少いたしております。

近年、給水人口の減少傾向が続いており、少子高齢化の進展とあわせ、生活様式が多様化する中、節水器具の普及により、給水収益の増加は期待できない状況でございます。それに加え、老朽化した施設の改良工事、管路等の耐震化も必要としており、費用の増大も見込まれるため、水道事業をとりまく経営環境は非常に厳しくなることが予想されますが、今後も良質な水質の維持、向上に向け、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

次に、認定第10号令和元年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明いたします。

まず、収益的収支につきましては、経常収益18億5,453万5,795円に対し、経常費用は19億8,997万8,721円となり、1億3,544万円の経常損失となりました。また、総収益18億5,457万5,795円に対し、総費用19億9,382万6,557円となり、単年度収支において1億3,925万円の純損失となっております。これにより、前年度繰越欠損金4億3,923万6,511円に、当年度純損失を加算し、5億7,848万7,273円が当年度未処理欠損金となっております。

次に資本的収支につきましては、収入3,818万7,000円に対しまして、支出は6,292万5,035円となり、これによる差し引き不足額2,473万円につきましては、一時借入金をもって措置いたしております。また、患者数につきましては、入院延べ患者数は1万8,832人で、1日平均51人となっており、外来延べ患者数は5万4,429人で、1日平均203人となっております。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資

産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14．第52号議案

日程第15．第53号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第52号議案及び日程第15、第53号議案の令和2年度補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳出につきましては、総務費におきまして国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に10万円の支給を行う新生児特別定額給付金に2,170万円を計上いたしております。この給付金は、特別定額給付金の基準日の翌日から本年12月末日までに出生した新生児を対象とするものでございます。

また、制度利用の申請数の増加に伴い、中古住宅購入・リフォーム補助金を1,110万円増額し、個人番号カードの普及促進事務や利用拡大に伴う戸籍の附票システムと住民基本台帳システムの連携に係るシステム改修費用等に2,880万円を計上いたしております。

民生費におきましては、市民生活相談センターにおいて、アウトリーチ支援のための人員を充実させ、自立相談支援の機能を強化する事業に460万円を計上するとともに、離職等で収入が減少し、住居喪失または喪失のおそれのある方に対し、家賃支援を行う住居確保給付金を400万円増額し、生活が困窮する方への支援の強化を図ることとしております。また、介護保険料負担軽減措置に関する令和元年度国県負担金の精算交付に伴う介護保険事業特別会計への繰出金に110万円、公共施設の集約化を目的とした中間市地域総合福祉会館改修工事の実施設計業務に600万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、本年10月1日からロタウイルスワクチンが定期接種化されることに伴い、乳幼児定期予防接種に400万円、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として家庭用ゴミ袋の無料引換券を全世帯に配布する経費に2,980万円を計上いたしております。

消防費におきましては、令和3年度に新規採用予定の消防職員に対する被服費等に

110万円を計上いたしております。

教育費におきましては、小中学校の再開後に臨時休業により未指導となった内容の補習の実施など、学校教育活動の支援を行う学習支援員の配置に590万円、感染症対策を徹底し、教員の業務支援を行うスクールサポートスタッフの配置に350万円をそれぞれ計上いたしております。また、公共施設の集約化を目的とした中間市生涯学習センター改修工事の実施設計業務に290万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、市税におきまして、償却資産の課税額が大幅に増加したことから、固定資産税を1億4,270万円増額いたしております。

地方特例交付金におきましては、交付額の確定に伴い、減収補填特例交付金を320万円増額いたしております。

地方交付税におきましても、普通交付税の交付額が決定されたことから1億5,390万円を減額いたしております。減額の主な理由といたしましては、先ほどご説明いたしました固定資産税の増収により、基準財政収入額が増額となったことによるものでございます。

国庫支出金におきましては、住宅確保給付金国庫負担金300万円、低所得者第1号被保険者介護保険料国庫負担金110万円、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業費国庫補助金460万円、空き家再生事業に関する社会資本整備総合交付金270万円、個人番号カード交付事業費補助金2,080万円、個人番号カード交付事務費補助金230万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金560万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,300万円をそれぞれ計上いたしております。

県支出金におきましては、学習指導員等配置事業補助金590万円、スクールサポートスタッフ配置事業補助金350万円を追加計上いたしております。

市債におきましては、臨時財政対策債を100万円増額するとともに、生涯学習センター複合化事業270万円、地域総合福祉会館複合化事業560万円を追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,523万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ246億699万1,000円とするものでございます。

次に、第53号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、令和元年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫負担金返還金1,170万円、県負担金返還金900万円、支払基金負担金返還金180万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして国庫返還金160万円、県返還金80万円、支払基金返還金50万円を増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、介護保険料低所得者軽減措置における一

般会計繰入金を110万円、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を2,450万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,568万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ52億2,655万9,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和2年度補正予算2件に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第54号議案

日程第17. 第55号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第54号議案及び日程第17、第55号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第54号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成30年に策定した障害児福祉計画と障害福祉計画が本年度でその期間が満了となり、令和3年度からの次期計画を策定するに当たって、中間市障害福祉計画策定員会の名称、任務等を見直すものでございます。

中間市障害福祉計画策定委員会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法の定めるところにより作成する障害福祉計画について、住民の意見を反映させ、及び調査審議することを任務とする附属機関でございます。

平成30年度の児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた際は、同計画を策定するときは、関係者その他の意見を聞くよう努めるものとされ、また、同法及び総合支援法では、障害児福祉計画は障害福祉計画と一体のものとして策定することができることとされておりますことから、障害福祉計画策定委員会において、障害児の支援にかかわる団体や関係者からご意見等をいただき、両計画を一体のものとして現計画を策定しました。

次期計画についても同様に一体のものとして策定する予定としておりますことから、条例改正により、そのことを明確にした上で、策定委員会をそれぞれの関係団体や関係者の意見を聴く場として位置づけるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、障害児福祉計画と障害福祉計画を一体のものとして策定することを踏まえ、策定委員会の名称及び任務を見直し、当該計画に関して調査審議

することとするものでございます。また、策定委員会の議事及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年10月1日といたしております。

次に、第55号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が条例で指定居宅介護支援の基準を定める際の基準とされている厚生省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正され、令和3年4月1日から施行されることによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、居宅介護支援事業所における管理者要件について、省令と同様に、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするものでございます。また、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとされていた経過措置期間が延長されたことから、本市においても同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、令和3年4月1日とし、経過措置の延長に係る規定につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 第56号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、第56号議案中間市カーボン・マネジメント強化学業業務委託契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第56号議案中間市カーボン・マネジメント強化学業業務委託契約について、提案理由を申し上げます。

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成29年2月に中間市地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し、公共施設等から排出される温室効果ガスの排出量を、平成25年度と比較して令和3年度には10%、令和12年度には20%削減する目標を設定しております。

この目標を達成するための取り組みの一環といたしましては、環境省の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の地方公共団体カーボン・マネジメント強化学業

を活用し、市庁舎本館、別館及びなかもみハーモニーホールの照明のLED化等、省エネ設備への改修を行う中間市カーボン・マネジメント強化事業を実施いたしております。

この補助金は、先進的及びモデル的なカーボン・マネジメントの取り組みを行うとともに、そのノウハウの普及を目的とする事業を対象とするものであり、単純に省エネ設備を導入するだけでは補助金の対象とはならないため、補助事業に採択されるためには、専門的な知識を持った者による調査分析に基づき、先進性及びモデル性を有する設備導入計画を立案する必要があります。

さらに、補助金交付の条件として、設備導入後3年間は温室効果ガスの削減量の測定及び報告が義務づけられており、実際の削減量が補助金を申請した際に試算した設備導入による削減効果を下回った場合には、その原因を分析し、改善策を講じることが求められております。

このため、事業実施に当たっては、立案された設備導入計画を専門的な見識に基づき適切に理解した上で、その先進性及びモデル性を損なわないように設備を導入し、設備導入後も計画どおり温室効果ガスの削減を達成する必要があります。

このように、補助事業の実施には高いレベルの省エネ技術及び設備の運用が要求されるため、委託事業者には先進的な計画立案能力、適切に設備を導入することができる高い専門性及び確実に温室効果ガスを削減することができる業務遂行力が必要となることから、事業の実施に当たりましては、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うことといたしました。

この事業は、令和元年度に実施設計、令和2年度に設備更新を行う2カ年事業として実施するものであり、令和元年度にプロポーザルを実施したところ、株式会社ハッセイ1社の応募があり、審査の結果、優れた企画提案を行った同社を優先交渉権者に選定いたしました。

このうち、令和2年度の事業につきましては、各施設の改修工事を主な内容とする業務委託契約について、本年8月12日付で、契約金額を2億6,829万6,731円として仮契約を締結いたしております。

この契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、1件の予定価格が1億5,000万円以上である工事の請負契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第56号議案に対する質疑は、9月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 小 林 信 一

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員